

議案第75号 平成25年度習志野市一般会計補正予算（第5号）

1 歳入歳出補正予算 補正前 508億5,392万3千円
 補正額 59億2,117万6千円
 補正後 567億7,509万9千円

- （歳出概要）
- ・ 公共施設等再生整備基金積立金
 - ・ 障がい福祉費国県支出金過年度分返還金
 - ・ 地域子ども・子育て支援事業
 - ・ 児童福祉総務費国県支出金過年度分返還金
 - ・ 生活保護費国県支出金過年度分返還金
 - ・ エコシステム設置費補助事業
 - ・ 農業振興費国県支出金過年度分返還金
 - ・ 交通安全施設維持管理事業
 - ・ 自転車駐車場維持管理事業
 - ・ 橋りょう対策事業
 - ・ 市道00-101号線道路拡幅整備事業
 - ・ 公共用地及び公共用代替用地取得事業
 - ・ 消防維持管理費
 - ・ 職員給与費

2 繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
3 民生費	2 児童福祉費	地域子ども・子育て支援事業	41,820
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう対策事業	10,000
		市道00-101号線道路拡幅整備事業	70,500

議案第76号 平成25年度習志野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	151億	98万5千円
	補正額	1億2,497万円	
	補正後	152億2,595万5千円	

（歳出概要） ・ 償還金

議案第77号 平成25年度習志野市介護保険特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	87億	444万4千円
	補正額	1億9,355万1千円	
	補正後	88億9,799万5千円	

（歳出概要） ・ 介護給付費準備基金積立金
・ 償還金

議案第78号 平成25年度習志野市水道事業会計補正予算（第1号）

1 資本的支出補正予算	補正前	7億2,240万円
	補正額	4億500万円
	補正後	11億2,740万円

（支出概要） ・ 第1給水場更新事業に伴う用地取得

議案第79号 習志野市公共施設等再生整備基金条例の制定について

本市が保有する公共施設等は、その多くが建築後30年以上を経過し、老朽化が進んだ状況であることから、今後の公共施設等の改築、改修などの再生整備に係る経費の財源に充てるため、新たに「習志野市公共施設等再生整備基金」を設置しようとするものです。

また、この基金の設置に伴い、次の基金をこの基金に統合します。

- 1 習志野市都市施設整備基金
- 2 習志野市庁舎建設基金

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第80号 習志野市建築関係手数料条例の制定について

平成26年度から特定行政庁へ移行することに伴い、建築基準法及び関係法令に基づく全ての事務について権限を有することとなるため、これらの事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

《手数料の概要》

- 1 建築基準法に基づく確認申請、中間検査、完了検査、許可、認定及び指定の事務に関するもの
- 2 建築基準法施行条例（千葉県条例）に基づく認定の事務に関するもの
- 3 習志野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に基づく許可の事務に関するもの
- 4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等の事務に関するもの
- 5 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定等の事務に関するもの
- 6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定等における建築基準関係規定への適合通知の事務に関するもの
- 7 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定の事務に関するもの
- 8 証明書等の交付の事務に関するもの

(施行期日)

平成26年4月1日から施行します。

議案第81号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県人事委員会勧告に準じ、次のような改正をするものです。

- 1 若年層（概ね20歳台）に限定し、給料月額を増額改定します。

《級別平均改定率》

級	1	2	3	4～8
改定率（％）	1.0	0.5	0.0	改定なし

- 2 55歳を超える職員については、標準的な勤務成績では昇給しないものとします。ただし、当分の間、1号給（現行2号給）昇給させることができるものとします。

（施行期日）

1については、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用します。

2については、平成26年4月1日から施行します。

議案第82号 習志野市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について

適正な受益者負担を確保する観点からの使用料等の見直し、消費税及び地方消費税の税率改定に伴い、次の条例を改正するものです。

1 習志野市使用料条例

行政財産の一時使用に係る使用料、市民会館使用料等、コミュニティセンター使用料、生涯学習地区センターゆうゆう館使用料、市民プラザ大久保使用料、公民館使用料（菊田公民館、大久保公民館、屋敷公民館、実花公民館、袖ヶ浦公民館、谷津公民館及び新習志野公民館）、鹿野山少年自然の家使用料、富士吉田青年の家使用料、霊柩自動車及び葬具の使用料、都市公園使用料及び占用料、道路占用料並びに勤労会館使用料

2 習志野市手数料条例

資産についての証明手数料、資格についての証明手数料及び習志野市民証の交付手数料を削除

3 習志野市放課後児童健全育成事業条例

児童育成料

4 習志野市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

袖ヶ浦体育館使用料、富士吉田体育館使用料、東部体育館使用料、袖ヶ浦テニスコート使用料、実籾テニスコート使用料、秋津テニスコート使用料、実花水泳プール使用料、秋津サッカー場使用料、秋津野球場使用料、中央公園パークゴルフ場使用料、茜浜パークゴルフ場使用料及び芝園テニスコート・フットサル場使用料

5 習志野市急病診療所の設置及び管理に関する条例

急病診療所の診療証明書の交付手数料

6 習志野市休日急病歯科診療所の設置及び管理に関する条例

休日急病歯科診療所の診療証明書の交付手数料

7 習志野市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用

8 習志野市海浜霊園及び鷺沼霊堂の設置管理に関する条例

海浜霊園管理料及び鷺沼霊堂管理料

9 習志野市自転車等の放置防止に関する条例

登録手数料（「整理手数料」に改正）及び移送保管料

10 習志野市都市公園設置及び管理に関する条例

谷津バラ園及び谷津干潟自然観察センターの使用料

（施行期日）

平成26年4月1日から施行します。

議案第83号 習志野市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 受益と負担の適正化の観点からの見直し及び消費税率の改定に伴い、下水道使用料を改定するものです。

【料金表】

種別	現行（消費税5%）				改正案（消費税8%）			
	基本料金		超過料金		基本料金		超過料金	
	排出量	金額	排出量	金額 (1 m ³ 当たり)	排出量	金額	排出量	金額 (1 m ³ 当たり)
一般 汚水	10 m ³ まで	924 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	101 円	10 m ³ まで	972 円	10 m ³ を超え 20 m ³ まで	110 円
			20 m ³ を超え 30 m ³ まで	151 円			20 m ³ を超え 30 m ³ まで	160 円
			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	203 円			30 m ³ を超え 50 m ³ まで	221 円
			50 m ³ を超え 100 m ³ まで	278 円			50 m ³ を超え 100 m ³ まで	296 円
			101 m ³ 以上	345 円			101 m ³ 以上	367 円
公衆 浴場 汚水	10 m ³ まで	924 円	11 m ³ 以上	21 円	10 m ³ まで	972 円	11 m ³ 以上	21 円

【算定例】

標準世帯 1 か月 20 立方メートル使用の場合

種別	現行（消費税5%）	改正案（消費税8%）
一般汚水	1, 934 円	2, 072 円

- 2 消費税率の改定に伴い、占用料を次のように改定します

区分	料金	
	現行（消費税5%）	改正案（消費税8%）
公共下水道の排水施設の暗渠 ^{きよ} である構造の部分に設ける電線等	1メートル1年につき 420円	1メートル1年につき 430円

（施行期日）

平成26年4月1日から施行します。

議案第84号 習志野市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

延滞金について、市税に準じて、当分の間の措置として、次のとおり利率を引き下げます。

また、関係法令の改正に伴い、文言を整理します。

区分	現行	改正案
年14.5%の割合	特例措置なし <u>14.5%</u>	特例基準割合 ^{※1} に 年7.25%を加算した割合 <u>9.25%^{※2}</u>
年7.25%の割合（納期限 後1月以内の延滞金の割合）	旧特例基準割合（日本銀行法に 定める商業手形の基準割引率 に4%を加算した割合） <u>4.3%</u>	特例基準割合に年1%を加算 した割合 <u>3.0%^{※2}</u>

※1 「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

※2 改正後の割合は、特例基準割合において財務大臣が告示する割合を年1%とした場合の割合で算出しています。

（施行期日）

平成26年1月1日から施行します。

議案第85号 習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画（第1期計画）」に基づき、習志野市立袖ケ浦こども園を設置するものです。また、このことに伴い、習志野市立袖ケ浦東幼稚園、袖ケ浦西幼稚園及び袖ケ浦保育所について、それぞれの設置に係る条例から除く改正を行います。

名称	位置
習志野市立袖ケ浦こども園	習志野市袖ケ浦二丁目5番3号

（施行期日）

公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

**議案第86号 習志野市社会教育委員の定数等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

- 1 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」の制定による社会教育法の改正に伴い、これまで同法で定められていた社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされました。

このため、社会教育委員の委嘱の基準を次のように定めるものです。

なお、この基準は現行のものと同様です。

- (1) 学校教育の関係者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (4) 学識経験のある者
- 2 題名を「習志野市社会教育委員の設置に関する条例」に改めます。
- 3 委員長及び副委員長の選出基準、会議の運営基準を定めます。

(施行期日)

平成26年4月1日から施行します。

議案第87号 習志野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、条例で引用している条項を整理するものです。

(施行期日)

平成26年4月1日から施行します。

議案第88号 習志野市給水条例の一部を改正する条例の制定について

消費税率の改定に伴い、次の水道料金等に係る消費税相当額を改定するものです。

- 1 水道料金（基本料金及び従量料金）
- 2 遅収加算金
- 3 開発負担金
- 4 給水申込納付金

(施行期日)

平成26年4月1日から施行します。

議案第89号 習志野市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について

1 次のように、ガス料金を改定するものです。

- (1) 消費税率の改定による増額
 - (2) 消費税率の改定に伴い、利用者のガス料金負担が増えることから、経営効率化等経費を見直すことによる減額
 - (3) 基準平均原料価格※¹を平成25年6月から8月の貿易統計値※²を基に算定した価格に改めることによる増額
- ※1 「基準平均原料価格」とは、基準となる原料の価格をいいます。
 ※2 「貿易統計値」とは、関税法に基づき作成された統計における原料の価格で、貿易による取引価格の平均値をいいます。

2 ガス料金の額は、次のようになります。

(1) 料金表の改正

一般契約

単位：円

料金種別		現行（11月分） （消費税5%）		改正案 （消費税8%）	
		基本料金	単位料金 （1㎡当たり）	基本料金	単位料金 （1㎡当たり）
一般 契約	A	546.00	125.38	561.60	128.44
	B	619.50	121.29	637.20	124.24
	C	1,079.40	119.64	1,110.24	122.54

（算定例）

標準世帯1ヵ月34立方メートル使用の場合

	現行 （消費税5%）	現行 （消費税8% とした場合）	改正案 （消費税8%）
お客様支払額	4,743円	（4,879円） （消費税増税分136円）	4,861円
引下げ額 （お客様負担軽減のため）	—	（0円）	－18円
石油石炭税の 特例分※ ³ （企業局が負担）	約－7円	（約－14円）	約－14円

※3 地球温暖化対策のため、石油石炭税法により、石油石炭税を料金に転嫁することができるとされていますが、これを転嫁せず、企業局が負担します。

約32円の
引下げ

(2) 基準平均原料価格の改定

改正前 56,720円

改正後 83,300円

(3) その他の料金関係の改正

ア 小型空調契約

単位：円

料金種別			現行（11月分） （消費税5%）		改正案 （消費税8%）	
			基本 料金	単位 料金 (1㎡当たり)	基本 料金	単位 料金 (1㎡当たり)
小型 空調 契約	1 種	その他期	2,625	87.85	2,700	89.82
		冬期	2,625	109.13	2,700	111.70
	2 種	その他期	945	92.05	972	94.14
		冬期	945	113.33	972	116.02

イ 空調夏期契約

単位：円

料金種別		現行（11月分） （消費税5%）			改正案（11月分） （消費税8%）		
		定額 基本 料金	流量 基本 料金	単位 料金 (1㎡当たり)	定額 基本 料金	流量 基本 料金	単位 料金 (1㎡当たり)
空調 夏期 契約	1種	43,050	326.55	91.74	44,280	335.88	93.81
	2種	11,550	326.55	100.14	11,880	335.88	102.45
	3種	1,890	326.55	107.87	1,944	335.88	110.40

（施行期日）

平成26年4月1日から施行します。

議案第90号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めること について

固定資産評価審査委員会の委員であります齊藤 雅幸（さいとう まさゆき）氏が平成25年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、同意を求めるものです。

住 所 習志野市袖ヶ浦
氏 名 齊 藤 雅 幸
任 期 3 年

議案第91号 財産の処分について（仲よし幼稚園跡地）

仲よし幼稚園跡地を売却するものです。

1 売却する土地の所在及び数量

- (1) 土地の所在 習志野市谷津一丁目1340番24他2筆
(2) 数 量 7, 738.45平方メートル

2 売却の目的 仲よし幼稚園跡地活用事業

3 売却の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）

4 売却金額 56億円

5 売却の相手方 東京都千代田区大手町一丁目6番1号 三菱地所レジデンス株式会社 取締役社長 小 野 真 路 東京都中央区日本橋室町三丁目1番20号 三井不動産レジデンシャル株式会社 代表取締役社長 藤 林 清 隆 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 代表取締役 中 井 加明三

議案第92号 市道の路線認定について

認定する路線は、1路線です。

認定1路線

認 定 理 由	路 線 名
開発行為に伴うもの	実籾3丁目 10-135号線

**議案第93号 指定管理者の指定について（習志野市立養護老人ホーム白鷺園
及び習志野市立白鷺園デイ・サービスセンター）**

（指定管理者）

東京都江戸川区臨海町一丁目4番の4

社会福祉法人 江戸川豊生会

理事長 柳 内 光 子

（指定の期間）

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

**議案第94号 指定管理者の指定について（習志野市高齢者福祉センター芙蓉
園及び習志野市立東部デイ・サービスセンター）**

（指定管理者）

成田市押畑896番地4

社会福祉法人 豊立会

理事長 藤 崎 壽 路

（指定の期間）

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

議案第95号 指定管理者の指定について（習志野市スポーツ11施設）

（指定管理者）

習志野市袖ヶ浦五丁目1番1号

公益財団法人 習志野市スポーツ振興協会

理事長 石 井 享

（指定の期間）

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

（スポーツ11施設）

袖ヶ浦体育館、東部体育館、袖ヶ浦テニスコート、実籾テニスコート、秋津テニスコート、実花水泳プール、秋津サッカー場、秋津野球場、中央公園パークゴルフ場、茜浜パークゴルフ場及び芝園テニスコート・フットサル場